

2008年7月23日

株式会社 FORTRESS, JAPAN  
代表取締役 山渡 雄二郎 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 (KC's)  
理事長 榎 彰徳  
【連絡先(事務局)】担当者: 西島  
〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31  
OMMビル1階 大阪府消費生活センター内  
TEL:06-6945-0729/FAX:06-6945-0730  
メール:info@kc-s.or.jp  
HP:<http://www.kc-s.or.jp/>

## ご 通 知

盛夏の候、貴社におかれましてはご清栄のことと存じます。

さて、貴社からの平成20年6月30日付回答書に対し、下記のとおりご通知します。

貴社のご回答では、当団体から停止を請求ないし申し入れた勧誘行為事項につきましては、いずれも現状では行われてはいないとのことです。それが事実であれば、歓迎すべきことです。

しかしながら、当団体から停止を申し入れた事項については、貴社が過去にかかる勧誘を行っていた旨の情報が存在している行為です。当団体からの平成18年5月1日付の「お問い合わせ」、同月24日付の「申入れ」に対して、これまで全く真摯なご対応がなく、不当勧誘行為を続けておられたことに照らしても、このたび、貴社から、ごく最近の時点以降不当勧誘を行っていない旨をご回答いただいただけでは、当団体として、貴社が今後同様の勧誘を行うおそれを払拭しがたいと考えます。

停止を請求ないし申し入れた勧誘行為が確実に今後行われないことが、消費者全体の利益のために重要です。そこで、当団体では、差止請求の実効性を確保するために、差止請求をし、今後そのような行為をしないと回答していただいた場合には、そのことを明確に誓約していただき、もし誓約に反して、差止請求の対象行為を行ったときは、勧誘を受けた当該消費者の損害を賠償すると共に、当法人に対し違約金（民事罰）を支払う旨を約束していただくことを求めていきます。このような違約金を受領することは、消費者契約法28条1項4号で認められているところです。

つきましては、本件差止請求の和解方法として、別添誓約書記載の内容について当

団体にお約束頂きたく、ご検討の上、本書到達後2週間以内に諾否について御回答下さい。

貴社からの回答の有無及びその内容を拝見した上で、差止請求訴訟の提起の必要性があるか検討致します。

また、本書に対する回答の有無及び内容は公表することがあることを申し添えます。

以上のとおり、ご通知いたします。